第七号様式（第二十二条関係）（平19国交令66・全改、令元国交令１・一部改正）

25cm以上	名称	
	登録	一級 二級　建築士事務所 木造 （都道府県）知事登録第　　号
	開設者	氏名
	管理建築士	一級 二級　建築士　　氏名 木造
	登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
	←40cm以上→	